

宅地建物取引士 変更登録申請 提出書類チェックリスト

※下記の□にチェックを付け、漏れがないか確認してください。

有効期限内の宅建士証の有無で、提出書類が変わります。

・現在、有効期限内の宅建士証を交付されていない場合(期限切れ含む)→①へ

・現在、有効期限内の宅建士証を交付されている場合→②へ

※長崎県知事登録以外の宅建士の方は、長崎県への変更登録申請は行えません。登録している都道府県へ申請を行ってください。

①有効期限内の宅建士証を交付されていない場合(有効期限が切れている場合も含む)

変更事項:氏名

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	戸籍抄本(原本)	申請の直前3か月以内に発行されたもの

変更事項:住所

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	住民票抄本(原本)	申請の直前3か月以内に発行されたもの

変更事項:本籍地

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	戸籍抄本(原本)	申請の直前3か月以内に発行されたもの

変更事項:従事先

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	入社証明書、退職証明書(原本) 変更内容によって必要な書類のみ提出してください	代表者の押印が必要。 宅建業者が長崎県知事免許で従業者異動届出書を提出している場合には添付不要。 ※宅建業者が長崎県知事免許業者以外の場合必須。

②有効期限内の宅建士証を交付されている場合

変更事項:氏名

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	宅地建物取引士証書換え交付申請書	
☐	戸籍抄本(原本)	申請の直前3か月以内に発行されたもの
☐	顔写真2枚	縦3cm×横2cm
☐	現に有する宅建士証(原本)	返納が必要。業務で使用する場合には、新宅建士証交付後の返納でも可。
☐	後日の郵送になるので、 返信用封筒長形3号(切手貼付のこと)	定形郵便物(50g以内)+簡易書留 郵便料金の詳細は郵便局にお問い合わせください

変更事項:住所

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	宅地建物取引士証書換え交付申請書	
☐	住民票抄本(原本)	申請の直前3か月以内に発行されたもの
☐	現に有する宅建士証(原本)	窓口で裏書き、その場で返却となります。
☐	申請時に窓口に来られない場合は、 返信用封筒長形3号(切手貼付のこと)	定形郵便物(50g以内)+簡易書留 郵便料金の詳細は郵便局にお問い合わせください

変更事項:本籍地

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	戸籍抄本(原本)	申請の直前3か月以内に発行されたもの

変更事項:従事先

	提出書類	備考
☐	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
☐	入社証明書、退職証明書(原本) 変更内容によって必要な書類のみ提出してください	代表者の押印が必要。 宅建業者が長崎県知事免許で従業者異動届出書を提出している場合には添付不要。 ※宅建業者が長崎県知事免許業者以外の場合必須。

※その他、ご不明な点があれば長崎県土木部建築課宅地指導班(095-894-3094)までご連絡ください。